

特 233

523

山 口 縣 知 事 大森吉五郎序文
大典記念山口縣立教育博物館長 作間久吉編

防 長 史 綱

合資 會社 白 銀 日 新 堂



始



特233
523



山口縣知事 大森吉五郎序文
大典記念山口縣立教育博物館長 作間久吉編

防 長 史 綱



合資
社 白銀日新堂

序

夫れ國民の傳統的精神を涵養するには、國史を以て根本とす。國史は吾人の前身たる祖先が、粉骨碎身して作爲せしものにして、獨り吾人に對して、過去に存せし事實を告知するのみならず、兼て將來に進むべき徑路をも教導するものなり。謹みて戊申詔書を按ずるに我が神聖なる祖宗の遺訓と、我が光輝ある國史の成績とは、炳として日星の如し、寔に克く恪守し、淬礪の誠を輸さば、國運發展の本近く斯に在りと宣はせたまへり。是れ吾人の日夜に服膺すべき聖訓にして、以て國史の尊重すべき所以を知るべし。而して國史の分解せられたるものは、各地方の郷土史にして、各地方の郷土史の集積せられ

たるものは、國史なり。故に傳統的精神を涵養せんとするものは、國史を詳かにすると共に、郷土史をも知らざるべからず。然るに近來口を開けば歐米の文化を誇稱するもの、之に問ふに國史の成績を以てすれば、茫として津涯を知らざるもの少からず、若し其の出身地方の史實を問へば、左右を顧みて他を言はざるもの、果して幾人ぞや。本を捨て、末に走り、實を忘れて華を羨むは、思想動搖の原因なり、豈に誠めざるべけんや。予本縣に來任せしより茲に三年、熟ら防長二州の人情士氣を察するに、奉公の念に富み、和協の誼に厚く、肅然として敬すべく、靄然として親むべきものあり。數百年間毛利氏の治下に薰陶せられ、特に幕末に當りては、維新を首倡し、危険を冒し、艱難を嘗め、百萬一心を以て奮闘せし事跡を追想し、其の傳統的精神の猶ほ

今日に遺存潜在することを感ぜずんばあらず。大正十五年五月皇太子殿下の本縣に行啓あらせらるゝや。東京御出發に先ち、本縣史實の概要を記述して奉呈し、山口に於て維新資料を台覽に供し奉り。爾來二年有半にして、

今上天皇陛下即位の大禮を舉行あらせらるゝに際會す。因て本縣に於ては、縣行造林の計畫を立て、以て記念事業と爲せり。而して精神教育の方面に於ても、大禮を記念すべき施設の必要を認め、作間教育博物館長に囑し、曩に奉呈せし本縣史實の概要を補修せしめ、名づけて防長史綱と云ふ。本書は素より簡短なる一小冊子にして、普く二州の史實を網羅するを得ずと雖も、當年二州人士が心血を傾注せし維新翼賛の始末は、略ぼ要領を盡せり。古今時勢の變遷は、殆んど

思議すべからずと雖も、光輝ある先輩の遺蹤は、潑刺たる後進の目標なり。戸毎に本書を備へ、人毎に本書を読み、本を養ひ實に就き、一言一行郷土を辱めざることを期するは、是れ防長傳統的精神を發揮し皇國の臣民たる本分を盡す所以なり。刊行の趣旨を一言して、以て序と爲す。

昭和三年十一月

山口縣知事 大森吉五郎

目次

第一	維新前の防長……………	一
第二	維新翼賛の準備……………	六
第三	公武合體航海遠略の建白……………	一〇
第四	宮門の變……………	一五
第五	下關攘夷戰……………	二二
第六	第一次の征長……………	二六
第七	諸隊の憤激……………	三一
第八	第二次の征長……………	三六
第九	薩長の聯合……………	四三

第十 維新の完結……………四九
 附録 防長史實年表……………

防長史綱

作 間 久 吉 編

第一 維新前の防長

山口縣は、山陰山陽の西端を占め、周防長門の兩國を管す。面積三百九十四方里、人口百十一萬六千餘。天然の地勢は、海陸の要衝に當り、郷土の史實は、古今の精華を含めり。國史を按ずるに、神祖建國以降、國造を置きて諸國を支配せられし時代には、現今の山口縣と稱する地域内に、大島周芳都怒吉之岐穴門阿武の六箇國あり。天武天皇の

時代に至り、大島周芳都怒吉之岐を合して周防國とし、穴門、阿武を合して長門國とせり。其の後周防の國衙を防府に置き、長門の國衙を長府に置き、國司之に臨みて政務を統轄せり。源頼朝覇府を鎌倉に建て、諸國に守護地頭を置くに及び、國司は有名無實となり、降りて南北朝の時代には、到る處に豪族割據し、正平十四年に至り、防長兩國は大内氏の併領する所となり、弘治三年轉じて毛利氏の所領に歸せしより、三百十一年を経て、維新の盛運に際會し、山口長府徳山岩國清末の五藩に分ちて、政務を管理し、明治四年七月藩を廢して縣を置かれ、現今の山口縣となれり。以上を本縣沿革の大略なりとす。

周防長門の國名が、最も著明なる史實に關聯して國史に記載せられたるは、景行天皇及仲哀天皇の西征を以て始とす。景行天皇即位十

二年、熊襲の筑紫に反するや、天皇親征して周芳(周防)の娑磨(佐波)に到り、遙に煙氣の南方に起るを望見して、賊の在る所を知り、驛を娑磨(宮)址は佐波郡右田村大字大崎に存す)に駐め、敵狀を偵察せしめて、筑紫に進軍したまへり。仲哀天皇即位二年、熊襲の再び反するや、天皇親征して穴門(長門)に幸し、宮居を造營して穴門(豊浦宮)宮址は豊浦郡長府町に存すと稱す。居ること七年にして、進みて皇后と與に筑紫に渡航したまふ。此の時岡縣(主祖熊罏)岡は筑前遠賀郡は、周芳の娑磨の浦に參迎し、魚鹽の地を獻じ、伊親縣(主祖五十迹手伊親)は筑前怡土郡は、穴門の引島(彦島)に參迎し、瓊鏡劍を獻ぜり、既にして皇軍利あらず、天皇(檀)日宮に崩じたまふ。皇后秘して喪を發せず、天皇の尊骸を穴門に還し、豊浦宮に殯じたまふ。其の後皇后更に軍を進め、熊襲

を討平し、三韓を征伏し、筑紫に凱旋したまふに及び、征韓從軍三神の荒魂を、穴門の山田村(豊浦郡勝山村)に祀る、今の官幣中社住吉神社是れなり。聖武天皇の天平二年、周防より出だせし銅を長門に送り鑄錢せしめらる、近年に至り豊浦郡長府町字逢阪の地より、和同開珎の文字を認め得べき錢型を發掘せしは、是れ鑄錢司の舊址ならんと云ふ。壽永四年、下關壇浦に於て源平兩氏の海戦あり、平氏全敗して、安徳天皇は入水崩御あらせらる。天皇の御陵は、下關に在りて、阿彌陀寺陵と稱す。同地に在る官幣中社赤間宮は、天皇の神靈を奉祀せしものなり。後醍醐天皇の時代には、厚東武實長門の守護として、厚狹郡霜降山の城に在り、大内弘幸周防の權介として、周防を領す。其の他豪族各地に割據し、互に雄を争へり。後村上天皇の時代に至り、大

内弘世先づ周防を略定し、次に長門の厚東氏豊田氏等をも撃破し、餘威を以て石見を席捲し、周防長門石見三國の守護に補せらる。大内氏の始祖は、推古天皇即位十九年、我國に投化せる百濟國王第三子琳聖とす。弘世は其の十七世にして、居城を山口に定む。二十五世義興の時、將軍足利義植山口に來り、大内氏の援護を請ふ。義興之を諾し、大軍を率ゐて東上し、義植をして將軍に復職せしむ。義興の子義隆世を繼ぎ、周防長門豊前筑前安藝備後石見七國の守護職たりしも、天文二十年、逆臣陶晴賢の爲に、山口の本城を襲はれ、敗走して、大津郡深川村大寧寺に入り自殺す。是に於て晴賢は大内義長を擁立し、山口に居らしむ。此の時、安藝國高田郡郡山の城主毛利元就、義軍を起して晴賢を討たんとす。晴賢之を聞き、大兵を提げて嚴島に渡り、毛

利氏の屬城を圍みしも、却つて毛利軍の襲撃する所と爲り、全軍潰亂して晴賢敗死す。義長も山口城を棄て、長府に奔り、毛利兵の逼る所と爲り、長福寺に入りて自殺し、大内氏滅亡す。是に於て防長兩國は元就の所領となり、其の孫毛利輝元の時代に、封土を削減せられたるも防長のみは依然毛利氏の領地として繼承し、以て毛利敬親の時代に至れり。

第二 維新翼賛の準備

毛利氏は、天穗日命アマノホヒノミコを始祖とし、其の二十八世大江音人は、平城天皇第一皇子阿保親王の長子なり。子孫世々、文臣として朝廷に奉仕す。三十八世廣元の時、始て出て、源頼朝を輔佐し、鎌倉幕府の政治に參

與す。五十二世毛利元就は、足利幕府の末路に生れ、時は群雄諸國に跋扈し、朝權全く地に墮ちたる際なりしにも拘はらず、嗣子隆元と與に、勅を請ひて陶晴賢を討ち、正親町天皇即位の料を進獻し、更に石州の銀山を獻納し、以て皇室尊崇の家範を貽せり。五十六世綱廣の時、國家有事の際に支用すべき特別資金蓄積の基礎を定め、五十九世吉元の時、文武の人材を養成する爲、明倫館を創立し。六十一世重就シゲユキの時、儉政を嚴行し、田畑を開墾し、製鹽染織等の産業を奨励し、特に綱廣の遺志を繼ぎ、特別資金蓄積方法を確立し、撫育局を設け之を管理せしむ。傳へて六十七世敬親に至り、前古未曾有の國難に遭遇せしも、祖先以來傳統の精神と周到の準備とは、時勢の危急に當り益々其の實效を現はし、敢然として起ちて維新を首倡し、明治中興の鴻業を翼

賛するを得たり。敬親の家督を相續せしは、仁孝天皇の天保八年にして、徳川家慶が將軍を襲職せしと同年なり。將軍偏諱を與へて、慶親と稱せしむ。當時鎖國泰平の眠正に酣にして、都鄙驕奢を競ひ、士民懦弱に流れ、武備弛廢し、資財窮乏せり。敬親深く之を慨し、先づ諸種の節儉令を發し、躬ら綿服を着し、食膳の數を減じ、以て質素の範を士民に示す。從來諸侯の襲封して藩地に就くを、初入國と稱し、華美を競ふの風あり。然るに敬親の就國するや、輿に代ふるに馬を以てし、綿服を着し、菅笠を戴けり。士民の出迎へしもの、皆愕然として感動せりと云ふ。敬親襲封の際は、藩庫の負債八萬二千貫あり。之を當時の石高に換算すれば、百六拾六萬石に相當す。然るに毛利氏の祿高は三拾六萬九千石にして、其の大部分は經常歳費に支出せらる

ゝものなるを以て、負債辨償の餘裕なきは論を俟たず。況んや天保以來、徳川幕府より命ぜられたる甲州川修理江戸城營繕等、莫大の臨時費を要する際に於てをや。故に敬親の初政は、主として財政の整理に在り。村田四郎左衛門等の能吏を任用し、舊慣に伴ふ冗費を芟除し、士民の儉約を奨励せり。後年巨額なる維新活動の資金を負担し、更に殘餘金七拾萬兩を朝廷に獻納したるが如きは、以て毛利氏歴代の財政に於ける苦心經營を察するに足らん。次に敬親の最も意を用ひたるは、文武人材の養成にして、萩明倫館を擴張し、櫻田有備館を設置し、藩士をして洋式陣法及砲術を傳習せしめ、村田四郎左衛門の建議を容れ、天保十四年正月、萩城外羽賀臺に於て、兵士一萬三千九百人、馬匹五百餘頭の大練練を舉行し、一藩士民の惰眠を喝破せり。

嘉永六年六月三日、米國水師提督ヘリ、軍艦四隻を率ゐて浦賀に入り、國書を幕府に呈して和親を請ふ。是より天下騒然として、海岸の防備遽に急を要す。諸藩は幕府の出師命令に接し、周章狼狽殆んど爲す所を知らざりしも、長藩のみは受命後僅に六日にして、兵を衛戍地大森に出陣せしめ、隊伍整齊、鎧仗完備、他藩の耳目を驚かせり。大森の出陣は、羽賀臺練の後十年なり。七拾萬兩の獻金は、綱廣特別資金蓄積開始の後二百十一年なり。維新翼賛の成效は、元就薨去の後二百九十四年なり。

第三 公武合體航海遠略の建白

安政五年八月、京都の密使、萩城に到着し、國老益田親施を経て、一封の

書を敬親に傳ふ。書中の大意は、内外時勢の危急を説き、京都警衛の微力を慨き、沈勇忠烈なる雄藩の奮發を促すに在り。長藩に於ては之を孝明天皇戊午の密勅と稱す。蓋し當時の形勢は、朝議攘夷を主持するにも拘はらず、幕府は專斷を以て日米條約に調印し、然る後に朝廷に奏請せり。此の條約の奏上せらるゝや、主上逆鱗あらせられ、遜位の叡慮を側近の公卿に親諭したまひ、公卿恐懼色を失ひ、泣きて之を諫止し、幕府の三家及大老を京都に召し、詰問する所あらんとす。然るに幕府に於ては、將軍家定薨去し、紀伊の徳川慶福は、將軍の繼嗣に推されたれども未だ定らず、尾張の徳川慶勝、水戸の徳川齊昭は、謹慎中に在り、大老井伊直弼は、辭柄を政務の多忙に借りて、朝命に應ぜざるのみならず、老中間部詮勝を代理として上京せしめ、大に朝野の

尊攘黨を掃蕩せんとするの說あり。密勅は此の如き時勢の際に、長藩に下降せるものなるを以て、敬親慨然として奮起し、直に周布政之助を上京せしめ、叡旨奉承の旨を内奏し、而して藩内に於ては、四支藩主（長府毛利元周、徳山毛利元蕃、岩國吉川經幹、清末毛利元純）及重臣等と相諮り、時局對策の根本として、三箇條の綱領を決定す。三箇條の綱領とは、一に朝廷へ忠節、二に幕府へ信義、三に祖先へ孝道、是れなり。此の三綱領に基き、當面の問題を解決せんとして、長藩は公武合體航海遠略の策を建白することゝなれり。其の趣旨とする所は、内は朝廷と幕府との間を周旋して、和協一致の實を挙げしめ、以て政權の統一を期し、外は鎖國の禁を解き、航海を盛ならしめ、遠く外國の事物を研究し、將來國運の發展に資せんとするに在り。敬親は此の策の提

案者たる長井雅樂を東上せしめ、先づ朝廷及幕府に進説し、敬親自身も京都江戸の間を奔走し、専ら目的の貫徹に努力せり。以上は密勅拜受以來、文久二年の夏期に至るまで、長藩が中央政界に投じ活動を開始せし徑路なり。然れども此の間に於て、井伊大老は尊攘志士の掃蕩を斷行し、之に關聯して大閥鷹司政通、左大臣近衛忠熙、内大臣三條實萬は落飾し、長藩志士の領袖たる吉田松陰も、諸藩の志士と與に刑殺せられたり。是に於て在朝の縉紳と諸藩の志士とは、憤然として益々激昂し、幕府をして直に下田條約を破毀せしめん事を主張し、尊皇攘夷の聲は、到る處に響應せり。尊皇は暗に公武合體を非認し、攘夷は固より航海遠略の反對なるを以て、長藩の曩に建白せし所は朝議に於て却つて其の眞意の在る所を疑はるゝ傾向を生じ、長井雅

樂が奉呈せる建白覺書は、極めて莊重謹嚴に筆記せられたるものなりしにも拘はらず、書中に不敬類似の文字ありとし、不採用の意を暗示するに至れり。又吉田松陰の門下生たりし久阪義助等は、長井雅樂を以て幕府に迎合する好物なりとし、之を歸國の途上に要撃し、公武合體の周旋を阻止せんとせり。時態既に此の如く推移せしを以て、敬親は文久二年七月上京せしも、建白遂行の階梯を失ひ、進退兩難の窮境に陥れり。因て在京の諸臣を藩邸に召集し、會議數日に亘り、翻然從來の方針を一轉せり。其の結論に曰く、防長は君臣一團の正氣と爲り、何事も朝旨の向はせらるゝ所を遵奉すべし、成敗利鈍は問ふ所に非ずと。而して當時の朝旨は固より攘夷に在りしを以て、長藩は茲に尊皇攘夷の先頭に奮進することゝなり、公武合體航海遠略の

建白は却下を請ひ、長井雅樂は死を賜ひて、藩は一轉の犠牲と爲れり。

第四 宮門の變

長藩の方針、尊皇攘夷に決するや。毛利氏に對する朝廷の信頼益々渥く、藩主敬親世子元徳の内、一人は京都に滞在し、一人は江戸に出府し、國事に周旋すべしとの勅を賜ひ。敬親より進言せし攘夷の説は直に朝議の採納する所となり、三條實美姉小路公知を勅使として、江戸に下向せしめ、幕府に命ずるに破約攘夷を以てし、幕府遂に勅旨を遵奉するに至りしも、未だ攘夷の期限を確定せず。文久三年二月、敬親歸藩するに及び、元徳代りて入京し、攘夷の氣運を促進する爲、加茂行幸及男山行幸を建議し、着々朝議の採納を得て實行せられ、且五月

十日を以て攘夷期限とするの勅命を發せられたり。是に於て防長の士氣大に振ひ、藩鎮を萩より山口に移し、砲臺を下關に築造し、三田尻鑄錢司、小郡等に鑄砲所を増設し、招賢閣を三田尻に開き、諸藩の志士を招致し、高杉晋作等は奇兵隊を創立し、閩藩戦備に汲々たり。然れども當時幕府の態度は、表面に破約攘夷の勅旨を遵奉しながら、内外の政策、總て因循糊塗に流れ、鎖國開戦の準備に至りては、何等實績の見るべきものなく、列藩も亦疑懼逡巡するに過ぎず。因て長藩は吉川經幹、益田親施等をして、攘夷親征を建議せしめ、久留米藩の志士眞木和泉等も、朝紳間に奔走して、親征説の斷行に努む。所謂る親征とは、攘夷祈願として大和國へ行幸を仰ぎ、神武陵及春日社に參拜して、親征の軍議を決し、更に神宮へ行幸あらせらるべしと云ふに在り。

是れ曩に舉行せられたる加茂男山行幸の意義を貫徹せんとするものにして、叡慮の向はせらるゝ所を海内に宣示し、國民一致を以て時難を救はんとするに外ならず。事態固より重大なりと雖も、朝議は夙に破約攘夷に決せるを以て、多少の反對を排して、長藩の建議を容れ、大和行幸の詔を發表せらる。然るに不測の風雲は俄然天の一方に起り、朝議一夜に反覆して、大和行幸の詔は撤回せられ、側近に奉仕せし朝紳は參朝を停められ、堺町の宮門を警衛せし長藩の任務は解免せらる、之を文久三年八月十八日の變と稱す。此の如く意外なる政變の突發せし因由は、密議に參與せし少數者の外、滿廷殆んど之を知るものなし。參朝を停められたる朝紳及長藩士は、恐懼驚慌に勝へず、天閭を叩きて朝旨の在る所を知らんとせしも、遂に要領を得る

能はず。因て吉川經幹毛利元純益田親施等は在京の長藩士を率ゐ、三條實美三條西季知東久世通禧四條隆誥壬生基修錦小路頼徳澤宣嘉の七卿を伴ひ退京して長藩に歸着す。爾後京都に於ては長藩士の宮門に出入するを禁ぜられ敬親元徳の上京を停められ七卿の官位を褫奪し且逮捕の命を發せられ尊皇攘夷の聲は忽ち閉塞し再び公武合體説に逆轉せんとするの形勢となれり。是に於て長藩は雪冤運動を開始し先づ根來上總をして歎願書を上らしめしも入京を許されず因州備前美作の三侯及阿波津和野藝州の三世子より長藩の爲に上書して冤を訴へしも何等の答批を得ず更に井原主計をして奉勅始末及查點書を携へ東上せしめ陳疏する所あらんとせしも再び入京を許されず敬親の上書七卿の歎願一條門流三十九卿の上

書久阪義助等の歎願等續々奉呈せし雪冤の文書は悉く中間に阻止せられ毫も反響を得る能はず。待命殆んど一年にして藩士の激昂制すべからず藩を脱して東上するもの益々衆し。敬親及七卿も時難を坐視するに忍びず自ら朝旨を伺はんと決意し先づ益田親施福原元佃國司親相の三大夫をして兵を提げ上京せしむ。三大夫既に京都の近郊に到着し福原元佃より書を勸修寺家に呈し入京の許可を得て長藩歎願の趣旨を言上せんと請ふ。朝議依然之を拒絶し却つて長軍討伐の命を傳へらる。元治元年七月十九日長藩軍先づ動き三道より進みて宮門に入らんとす。會津薩摩桑名等の諸藩之を防ぎ兩軍遂に銃火を交ゆ。伏見を出發せし福原元佃は途中藤杜に傷きて先づ退陣し。嵯峨を出發せし國司信濃は軍を分ちて二隊と

し、一隊は來島又兵衛に屬して蛤門に向はしめ、一隊は自ら率ゐて中立賣門に向ふ。蛤門は會兵之を守備し、中立賣門は筑前兵之を守備す。國司隊先づ筑前兵を驅逐し、來島隊と合して蛤門を攻撃す。會兵危急を告げ、薩兵桑兵來り援く、來島又兵衛敵彈に瘡れ、長軍遂に敗る。山崎を出發せし益田親施は、途上敗報に接して持重し、堺町門に至らずして退けり。久阪義助寺島忠三郎入江九一等は、鷹司關白邸に戰死し、三道の長軍全敗す。之を宮門の變と稱す。當時木戸孝允は、因州邸内に在り、内應の約ある因州兵を携へ、有栖川宮を奉して闕下に伏奏せんと期せしも、因州兵背約して來らず、孝允己むを得ずして數日間京都に潜居し、後に但馬に奔る。眞木和泉等他藩の志士は、天王山に歸陣して自殺す。上京途中に在りし毛利元徳及七卿等は、

多度津碇泊中に宮門の敗報を得、蒼皇歸藩せり。是に於て雪冤運動は大蹉躓に陥り、尊皇に奮進せし長藩は、却つて朝敵の名を招き、敬親父子は官位稱號及將軍の偏諱を褫奪せられ、四支藩主は官位稱號を褫奪せられ、江戸京都大阪の長藩邸は悉く沒收せられ、長藩征伐軍の來ること、既に目睫の間に迫り、四國聯合艦隊下關攻撃の警報も亦至る。正に是れ防長精神鍊磨の秋なり。

第五 下關攘夷戰

本縣下關の海峡は、支那朝鮮と交通の要路に當り、外寇防禦の第一線に屬す。故に欽明天皇の時代には、穴門館を修治せられ、天智天皇の時代には、城塞を築かしめられ、鎌倉時代には、北條宗頼長門守護とし

て長府に來任し、豫め元寇に備ふる所あり、建治元年四月、元使杜世忠等豊浦郡室津(豊西村)に到り、宗頼之を鎌倉に送致し、龍口リウコウに斬首せられたることあり。中世以前の事績既に此の如し、況んや嘉永安政以來、外艦近海に出没し、沿岸防禦の最も急要なる時代に於てをや。毛利敬親夙に茲に慮る所あり、弘化元年、大津郡豊浦郡海岸に砲臺を築造し、嘉永五年自ら北海岸の防備を巡視し、文久三年五月、長藩に於ては壇浦前田弟子待龜山等の砲臺を築造し、長府藩に於ては洲崎、杉谷城山等の砲臺を築造し、元治元年三月、山口湯田滯在中の六卿も、下關各砲臺を巡視せり。元來七卿が長藩に來投せるは、徒に朝議一變の難を避くる爲のみならず、攘夷の先鋒たらんとするに在り。故に下關砲臺の巡視は、素志遂行に一步を進めたるものなり。七卿中の澤

宣嘉は、曩に招賢閣を脱して但馬に走り、爾來消息を絶ちしを以て、此の行に加はらず。錦小路頼徳は此の行に加はりしも、下關に於て病歿す。下關砲臺は文久三年五月十日の攘夷期限に達するや、同日に米艦を、二十三日に佛艦を、二十六日に蘭艦を、六月一日に米艦を、五日に佛艦を砲撃せり。此の報は京都江戸に達し、朝廷よりは勅使正親町公董を山口に差遣せられ、藩主父子に褒勅を賜ひ、而して幕府よりは詰問使中禰一之允等を出張せしめ、長藩に致すに外艦砲撃の詰問書を以てす。詰問使一行は上下八名にして、軍艦朝陽丸に乗じ、先づ下關に來る。下關衛戍の壯士等激怒して朝陽丸を強借せんとす、藩主大に懇諭して釋放せしめ、小郡灣に回航するを得たり。既にして中禰等は暗殺せられ、身を脱せしもの一名のみ。藩内の事情此の如

き際に於て、朝議一變、大和行幸の中止あり、雪冤運動の失敗あり、加ふるに英米佛蘭四國の聯合艦隊、下關砲臺に來襲せんとするの警報あり。是より先、井上馨、伊藤博文、山尾庸三、井上勝遠、藤謹助の五人は西洋研究の目的を以て渡航して倫敦に在り。新聞紙上に於て聯合艦隊下關砲撃の企あるを知り、井上伊藤の二人相携へて歸朝し、横濱到着後、各國公使を訪問して、來襲期を緩くせんことを請ひ、歸藩して海外の實況を報告し、攘夷の無謀なることを切論せしも、藩論は尊皇攘夷に邁進せんとするの外に他意なく、事の成敗如何を問はず、主張に殉ぜざるべからずとの説を固持して動かず。元治元年八月四日聯合艦隊(軍艦十六隻、商船二隻)は果して下關沖に集合し、五日六日下關各砲臺を攻撃せり。各砲臺之に應じて砲戰激烈を極めたれども、彼

我武器の利鈍著しく懸隔し、長藩軍遂に支ふる能はず、砲臺を敵手に委するに至れり。是に於て長藩は高杉晋作、井上馨、伊藤博文等を使節として外艦に派遣し、休戰媾和の約を結はんとす。蓋し長藩の意は、一敗を以て未だ攘夷の志を擲たずと雖も、近日征長軍の四境を押し來らんとするを慮り、暫く外艦と媾和し、以て征長軍を防禦せんとするに在り。井上等は固より攘夷の無謀なるを知るを以て、外艦との媾和は眞に永久不渝の誠意に出るものなれば、敢て奔走の勞を惜まざれども、若し一時の權道に依り、目前の災厄を緩くせんとするの策なれば、使節の命を奉じ難しと抗論し、藩政府も亦覺る所あり、誠意を根本として媾和するの方針に決し、外艦と交渉を開始せしむ。此の間に於て、攘夷の激徒は、高杉伊藤を目して奸物とし、之を暗殺せん

とするの説傳はりしを以て、兩人は一時潜伏せしことあり。然れども、媾和の談判は、八月十四日を以て異議なく成立し、尊皇攘夷の長藩は、一轉して尊皇開國の長藩となれり。

第六 第一次の征長

元治元年十一月、征長總督尾張前大納言徳川慶勝は、大軍を引率して廣島に着し、副總督越前少將松平茂昭は、九州諸藩の兵を統轄して小倉に來り、宮門の變に於ける長藩の罪を問ふ。因て藩主父子は山口城を去りて萩天樹院に蟄居し、父子連名の待罪書を總督に呈し。上京軍の首將益田福原國司の三大夫を自刃せしめ、首級を廣島に送致して、實檢に供し。上京軍の參謀たりし竹内正兵衛中村九郎佐久間

佐兵衛、矢戸左馬介の四人を死刑に處し。山口城を破却して、恭順の意を表し。山口湯田滯在中の五卿を、筑前に移すことを承諾せり。然れども、當時長藩内には、一意恭順の卑屈を憤慨し、死力を盡して征長軍に對抗せんことを論争するもの少からず。又幕府の方面に於ても、尾張總督の態度を寛大に過ぐるものとし、今回の征長を機會として、峻嚴なる制裁を加へ、長藩をして再び起つ能はざるに至らしめ、以て幕府の權威を宣揚すべしとの説を主張するものあり。此の際に於て、總督と長藩との間に奔走し、意思疏通の任に當りしは吉川經幹にして、周旋其の效を奏し、第一次征長の危機を一轉するを得たり。尾張總督は家臣石川佐渡守幕府目附戸川絆三郎をして萩天樹院に於ける敬親父子の蟄居、及山口城破却の狀況を巡見せしめ、元徳が石

川の旅館を訪問せしを以て、防長實見と軍門謝罪との二事を了せるものとし、同年十二月二十七日、征長諸藩に解兵を命じ、翌年正月四日尾張總督は廣島を發し、同十二日越前副總督は小倉を發し、歸東の途に上れり。此の如くにして廣島小倉兩方面の殺氣は消散せしも、翻て藩内の情勢を見れば、陰鬱慘憺として一大爆發を逼り出さんとす。蓋し元治元年秋期前の藩政府は、尊皇攘夷を主義とせる三大夫四參謀等を中心として、同志の藩士を以て組織せられたるものなれども、宮門の變に於ける罪を謝せんとするには、三大夫四參謀を犠牲に供せざるべからざるを以て、一意恭順を主義とする一派が、新なる藩政府を占むるに至りしは、當然の反動と謂ふべし。時人一意恭順派を指して俗論黨と稱し、幕府に反抗して初一念を貫徹せんとする

一派を正義黨と稱す。而して新に成立せし一意恭順の藩政府は、三大夫四參謀を犠牲に供せしのみならず、前藩政府の政務員たりし前田孫右衛門毛利登人、山田亦介、渡邊内藏、太櫛崎彌八、大和國之介、松島剛藏の七人を、萩野山獄に於て死刑に處し、清水親知を自刃せしめ、且藩主の名を以て諸隊の解散を命令す。井上馨は大に新政府の爲す所を憤慨し、九月二十五日山口政事堂に於て激論し、其の歸途壯士に要撃せられ重傷を被れり。其の翌日、周布政之助は矢原村の宅に於て自殺す。周布は前藩政府の要職に在りて、雪冤軍の上京に反對せしも、衆論の容るゝ所とならず、征長軍の迫るに先ち、一身を犠牲として藩主の冤を訴へんとせしも、事情に支へられて果さず、終に此の事あり。徳山藩に於ても、正義俗論兩黨の内訌起り、正義黨に屬せし兒

玉次郎彦本城清河田佳藏井上唯一江村彦之進淺見安之丞信田作太夫の七人は、慘殺せられ又は死刑に處せられたり。又長府藩領豊浦郡田耕村に於ても、十一月十五日中山忠光遭難の變あり。中山は十津川義舉の首將にして、長藩に來投せること二回に及び、大に將來に期する所ありしも、不幸にして暗殺せられたり。此の如く元治元年八月以降、防長内に起れる大小幾多の不祥事は、其の原因必ずしも同一ならざれども、要は外より加はりたる第一次征長軍の壓力と、内より迎へんとする一意恭順黨の卑屈とに因るものにして、防長の前途すら猶ほ寒心に堪へず。此の際斷然たる發憤自新の快舉なくんば、何を以てか維新翼賛の初志を貫徹するを得んや。

第七 諸隊の憤激

初め長藩が外警に接せし時陸海軍に充つる爲中士以上の子弟を召集して組成せるものを、先鋒隊と稱す、後に選鋒隊と改む。次に高杉晋作等は、國難防禦に當りて階級を論ずるの必要なしとの見地より士農工商を問はず、普く有志の壯士を糾合して團結せるものを奇兵隊と稱す。文久三年八月朝議一變して、長藩の堺町門警衛を免ぜらるゝや、毛利敬親闔藩に諭告を發し、所信を縷述して以て勤王の大義を明にす。其の要旨は、幕府も諸侯も汝等も、皆天朝の御民なり、天朝に事へて忠節なればこそ、汝等は吾等を助け、吾等は幕府を助けたり。今や幕府は吾等に不快なれども、吾等は二州を擲ちて、天朝の御爲に

盡力せんとす天朝の御爲には、二州傾覆に至るとも、以て先靈に謝するに足れり、二州一團の大正氣と爲らば、皇國を確守し得べきを信ず。汝等此の意を諒せよと云ふに在り。此の諭告は大に防長の人心を感奮せしめ、更に各地に義勇團を勃興せしむ。其の大なるものは、遊撃軍、八幡隊、御楯隊、干城隊、南園隊、第二奇兵隊、鴻城軍等にして、神職は神威隊を、僧侶は金剛隊を、獵人は獵銃隊を、力士は力士隊を組成し、他藩志士の來りて招賢閣に在るものも、別に一團を結びて、忠勇隊と稱し、其の他支藩及重臣の領内にも、血を敵り隊を結ぶもの多く、小なる團體に至りては枚舉に遑あらず。此等の團體は、之を總稱して諸隊と名づけ、其の創立に前後の區別あれども、身命を擲ちて國憂を分たんとするの志は同一なり。但選鋒隊のみは、一意恭順派の瓜牙たり

しを以て、他の諸隊と全く行動を異にせり。諸隊は固より一意恭順派を喜ばず、特に三大夫に死を賜はんとするの議あるを聞き、大に之を不可とし、三大夫を奪ふの企ありしも、遂に意を果すを得ず、既にして征長軍の廣島に來るや、諸隊は銃劍を執りて、快く之を迎へ、堂々雌雄を決せんことを期せしも、藩政府の容るゝ所とならず。藩政府は諸隊の存在を以て恭順に害ありとし、諸隊長を萩又は山口に召集し、數次鎮靜の命を傳へ、若し聽かざれば兵力を以て解散せしめんとするの勢を示せり。此の時、前奇兵隊總督赤禰武人は、藩政府と諸隊との間に周旋して、調停の策を講ぜしも、奇兵隊軍監山縣有朋等之を拒絶し、赤禰は筑前に逃走せり。諸隊は藩政府の處置に對し、憤然として蹶起し、山口に屯集して、藩政府改革の義旗を擧げんとせしも、山口

の地理は防戦に適せざるを察し湯田滞在中の五卿を擁し、遽に陣を長府に移せり。此の時筑前に潜伏せし高杉晋作は下關に歸來し、雪夜に三條實美等を功山寺に訪ひ、今より長州男兒の眞腸を貴覽に供すべしと揚言し、河瀬眞孝の率ゐし遊撃軍、伊藤博文の率ゐし力士隊を提げ、下關新地の會所を襲ひ、藩吏を追放して討奸檄を發す。藩政府之を聞きて大に驚き、選鋒隊を差遣して遊撃軍を掃蕩せしむ。時に五卿長府に在り、不日筑前に渡航せんとするを以て、三條西四條の二人を代表として萩に赴かしめ、藩主父子に面して別意を叙し、且國事に關して忠告する所あらんとす。諸隊之を護衛するを以て名とし、陣營を美禰郡伊佐に轉ず、三條西四條の二人は、藩政府の拒む所となり途中より長府に返りしも、諸隊は更に進出して繪堂に向ひ、恰も

萩より差遣せられたる選鋒隊に遭遇し、元治二年正月六日兩軍の開戦を見るに至れり。諸隊は先づ繪堂の夜襲に大勝し、大木津川上呑水赤村の各地に戦ひ、別に山口より進出せし鴻城軍御楯隊は、佐々並に於て選鋒隊と戦ひ、毎戦寡を以て衆を破り、藩政府をして肝膽を寒からしめたり。此の戦は其の規模甚だ大ならざりしと雖も、長藩興廢の繋る所にして、若し諸隊失敗せば、防長は永久に雌伏せざるべからざるに至り、維新の鴻業を翼賛すること能はざりしならん。戦後數日にして諸隊は更に三方面より萩に迫り、萩の士族中にも干城隊と稱する正義派ありて、諸隊と呼應し、藩政府の改革を主張し、一意恭順説の打破に努力せり。元治二年二月、敬親は藩政府員の大更迭を斷行し、臨時祭を舉行して先靈に謝罪し、再び山口に出て、前緒を尋

ぎ奮て國事に盡瘁することとなり、約半年間慘憺否塞を極めたる防長も一陽來復の時機到來せり。

第八 第一次の征長

第一次の征長に對しては、長藩既に謝罪を了せしも、幕府は尾張總督の長藩處分を寛大に過ぐるものとし、更に藩主父子を江戸に召致し最後の處分を斷行するに決せり。既にして長藩の形勢一變して、内部に激徒の勃興せるを聞くや、到底藩主召致の實行し得べからざるを知り、毛利氏に容易ならざる企ありと稱し、將軍進發長藩再征の令を發し、將軍徳川家茂は西下して大阪城に駐在し、征長の大軍を指揮す。然れども在京の諸藩多くは再征の無名を非難し、朝議も幕府征

長の奏請を拒絶せんとす。因て幕府は大に驚き、藩主父子召致の意味を繼續して、毛利元蕃吉川經幹の二人を大阪に召致し、糺問の結果に據り、再征の口實を得んとせしも、二人病を以て辭す。更に毛利元周・毛利元純の二人に上阪を命ぜしも、二人も亦病を以て辭し、長藩は別に老臣をして上阪陳情せしむべき旨を答ふ。是に於て將軍入京して自ら征長の勅許を奏請し、徳川慶喜は朝議の依然、幕府に不利なるを憤慨し、若し今回の幕奏を容れざれば、將軍以下辭職の一途あるのみと激論し、纔に再征の允可を得たり。再征の部署は、紀伊大納言徳川茂承を先鋒總督として、廣島に向はしめ、之に附屬するに糺問使永井主水、正戸川鉉三郎、松野孫八郎を以てし、和歌山藩彦根藩高田藩大垣藩等の大兵を第一陣とし、小瀬川口、龜尾川口より攻進し來る。

福山藩濱田藩其他山陰の諸藩は、石州口より侵入せんとす。松山藩宇和島藩等は、大島郡及上關口より攻撃せんとす。下關口は熊本藩柳川藩小倉藩等を主力とし。萩口は薩藩を第一陣とし、久留米藩を第二陣とす。以上五口の内、萩口の攻進を命ぜられたる薩藩は、斷然再征を不可とし、一兵をも出さざりしを以て、此の方面には實戦を見るに至らず。故に長藩に於ては、第二次の征長を四境の戦と稱す。幕府は開戦に先ち、長藩主を廣島に召致す。因て長藩は老臣、尖戸璣を代理正使とし、楫取素彦を副使とし、廣島に出張して、應接陳情の任に當らしむ。尖戸等廣島に赴くこと二回、前回には糺問使に答へて藩内の實情を訴へ、後回には長藩處分の幕令を拒絶し、正副兩使遂に幕府の爲に拘禁せられ、直に四境の開戦となる。所謂長藩處分と

は、一に領封拾萬石を削り、二に敬親元徳を退隱せしめ、孫をして毛利家を相續せしむ、三に三大夫の家名を永世斷絶せしむべしと云ふに在り。此の時に當り、長藩に於ては固より必戦を期し、藝州方面の小瀬川口には、遊撃隊總督毛利幾之進、副總督河瀬眞孝等、所屬の大兵を率ゐて出張し、岩國兵も之に参加せり。同方面の搦手とも稱すべき龜尾川口には、赤川敬三の率ゐし膺懲隊を主力とし、後續隊として鴻城軍も参加せり。石州口には、毛利元純を總督とし、南園隊精銳隊清末兵此の方面に進出し、大村永敏を參謀とす。上の關口には、清水美作を總督とせし、第二奇兵隊及浩武隊ありて守備し、大島郡には、隨時出兵して防禦を嚴にす。下關口には、奇兵隊を主力とし、總督山内梅三郎軍監、山縣有朋、福田俠平、參謀三好軍太郎、時山直八、片野十郎等あ

り、正名隊長府報國隊も参加せり。而して高杉晋作は海軍總督を命ぜられ、下關方面の參謀をも兼勤す。又長藩は開戦に先ち、長防臣民合議書三十六萬通を印刷し、普く之を從軍者に頒ち、一兵卒に至るまで一本を懷にして出陣し、以て長藩の主張を天下に明かにせんことを期せり。廣島に於て正副兩使の拘禁せらるゝや、戦機漸く熟し、幕軍四境より來攻す。大島郡方面は、慶應二年六月七日に開戦し、一時松山藩の爲に全島を占領せられたれども、數日にして之を撃退せり。藝州方面は、小瀬川口六月十六日に、龜尾川口同月二十日に開戦し、四十八阪の戦、大野の戦は、長藩軍一時危地に陥りしも、遂に捷利を得て益々進撃し、八月七日に至り幕軍廣島に退却せり。石州口は、津和野藩夙に欺を長藩に通じたるを以て、長藩軍は直に益田に迫り、六月十

六日開戦し、先づ益田を陥落せしめ、濱田藩は和を請ひ、自ら城を焼き、て逃去す。小倉口は、六月十七日開戦し、長藩軍連捷して小倉に進撃し、小倉兵自ら城を焼き、て退き、金邊口、狸山口の戦を経て、小倉藩誓書を致し、媾和成立す。四境戦の始末は以上の如くにして、全く長藩軍の捷利に歸せり。而して幕府の爲に最も不幸なるは、四境戦の正に酣なるに當り、大阪に於て將軍徳川家茂が薨去せること是れなり。然れども幕府は征長の軍氣を沮喪せんことを恐れ、將軍の薨去を發表せず、徳川慶喜自ら征長の途に上らんことを奏請す。既にして幕軍悉く四境に全敗し、大勢挽回の策なきを知るに及び、遂に將軍の喪を發し、勝安房を密使として、嚴島に差遣し、長藩代表者廣澤眞臣等と會見して止戦を約せしめ、第二次征長の解兵を發令せり。長藩は文

久三年八月以降、浮雲に遮られて久しく天日を拜するを得ず。幸に四境戦の全捷に歸せしを以て、直に上京して積鬱を散ぜんとするに當り、誰か圖らん、忽ち天昏地慘の凶報に接せんとは。凶報とは何ぞや、慶應二年十二月二十五日孝明天皇の崩御あらせられたることは是れなり。

第九 薩長の聯合

薩長兩藩は幕末に於ける勤王の同志にして、朝廷之を信賴し、志士之を景慕し、幕府も亦之を畏敬せり。然れども兩藩の間には、從來意思の疏通を缺き、且つ感情の衝突を重ね、唇齒の至親を以て、氷炭の不和を抱けり。其の不和の原由は一にして足らずと雖も、顯著なるもの

數件を舉示す。文久二年六月、島津久光が勅使大原重徳を護して東海道より江戸に入るや、毛利敬親は勅使到着の前日を以て江戸を發し、中仙道より上京の途に就きしは、長藩として豫定の行動なりしも、大に薩藩の感情を害せり。次に同年八月、毛利元徳國事犯罪者赦免の勅旨を奉じ、幕府に使用するに當り、其の勅文中に伏見一舉の徒をも赦免するの文字あり、然るに伏見の壯士を鎮壓せしは、島津久光の指揮に出づるを以て、之を赦免せらるゝは薩藩の喜ばざる所なり、故に長藩の固執せしにも拘はらず、大原勅使の專斷を以て、勅文中より伏見一舉云々の文字を削除し、後日大原勅使は落飾蟄居を命ぜらるゝ之を勅文改竄事件と稱す。次に同三年五月、國事參政姉小路公知朔平門外に刺殺せられ、刺客は薩藩に縁故あるものなること發覺し、薩藩

士は宮門に入ることを禁ぜられ、且薩藩は乾門の警衛を免ぜられ、長藩は堺町門の警衛を命ぜられたり。次に同年八月、大和行幸中止せられ、長藩は堺町門警衛を免ぜられ、長藩の勢力全く京都より驅逐せられしは、朝議一變の結果に依ると雖も、其の裏面には薩藩の畫策與りて力ありしこと、長藩の不快とせし所なり。次に元治元年七月、長藩の雪冤軍は會藩討伐を目的として入京せしに、薩藩の大部隊は蛤門警衛の會藩を援助し、雪冤軍をして再び起つ能はざるに至らしめたり。因て長藩人の中には薩賊會奸を通語とし、俱に天を戴かざるの讐なりとせり。第一次征長の際も、薩藩は征長を急務なりと主張し、西郷隆盛の如きは尾張總督の帷幄に參し、長人を以て長人を處置せしむるの策を獻ぜしことあり。内外多難の時局に際し、兩雄藩の

間に此の如き禍根の横はるは、當時憂國者の甚だ遺憾とせし所なり。然れども目的を同じくするものは、到底一致せざるを得ず。土藩士阪本龍馬は、薩長有力者の間を奔走し、和解の周旋に努力する所あり。長藩士中にも、木戸高杉井上伊藤の如きは、夙に阪本の説に同感を表せりと雖も、内には長藩の輿論依然として排薩熱の熾烈なるものあり、外には薩藩の眞意果して那邊に存するかを知るに苦しみ容易に着手の機會を得ざりき。時恰も第二次征長の幕議あり、長藩としては武備充實の急要を感じ、銃砲船艦を購入せんとす。而して銃砲船艦を購入するには、長崎に於て薩藩の助力に頼るを至便とす。薩藩我が依頼に應じて快く周旋の勞を執らば、一には以て速に武備充實を完成するを得べく、二には以て薩藩和解の眞意を卜するに足るべ

し。因て長藩は一箭兩禽を射るの策を執り、銃砲船艦の購入を薩藩に依頼せしに、薩藩直に之を快諾し、我が使者を長崎の薩邸に宿せしめ、購入交渉は薩藩の名を貸與し、周旋懇篤到らざる所なし。また在京の西郷隆盛より長藩に依頼し、薩藩は近日大軍を上京せしめんとするを以て、下關方面より糧食供給の便宜を與へん事を請ひ、長藩も亦快諾せり。此の如くにして薩長間の和氣は漸次に濃厚を加へ來り、幕府が第二次征長を奏請するや、大久保利通は力を極めて其の無名の師なることを論争し、幕府より征長出兵を命じたる際にも、薩藩は斷然之を拒絶せり。當時長藩人は猶ほ入京を禁ぜられつゝありしにも拘らず、木戸孝允は藩命を以て窃に上京し、薩藩邸に滞在して小松帶刀、西郷隆盛、大久保利通等と會見し、薩長提携を協約せり。爾

後西郷其の他薩藩の有力者は、數次山口に來りて肝膽を披瀝し、木戸は再び藩命を以て鹿兒島を訪問し、薩長の握手益々堅し。慶應三年正月九日明治天皇踐祚あらせられ、有栖川中務宮以下十三人の譴責を解かれ、廟堂の風雲一新せんとす。此の時に於ける中央の問題は兵庫開港と長藩處分との解決順序如何に在り。幕府は朝廷に迫るに兵庫開港の急務なるを以てし、先づ之を解決して然る後に長藩處分を議せんことを主張す。薩藩は之に反して長藩處分を決定するを第一とし、島津久光自ら之を提倡し、藝藩も亦之に和す。蓋し薩藩の意は、速に長藩の冤を解き、兵庫開港事件の未了に乗じ、長藩と與に革新の機會を得んとするに在り。同年九月、大久保利通は再び山口に來り、敬親の面前に於て長藩の重臣と協議し、薩長兵大舉上京の約

を結ぶ。同年十月十四日、京都に於て幕府及會津桑名征討の密勅を薩長兩藩に賜ひ薩藩は小松帶刀西郷隆盛大久保利通長藩は廣澤眞臣福田俠平品川彌二郎の連署を以て、請書を奉呈せり。同年十一月十八日薩藩主島津忠義三田尻に來り、長藩世子毛利元徳と會見し、一層薩長聯合の精神を明かにする爲、忠義は長藩人に對し、勅諭を奉戴し條理名分を正して輕舉無謀に陥らざる事云々の親書を與へ、元徳は薩藩人に對し、至尊を守護し奉る事は申すも疎かながら一大事に付精々心配を遂げ十分手筈を合せ遺算なき様肝要の事云々の親書を與ふ。是に於て兩藩は尊皇開國の大方針を以て、共同出兵を斷行することゝなれり。薩長聯合の經過を顧れば、鐵拳相撲ちて互に知己を得たるものと謂ふべし。

第十 維新の完結

誠意は曲折を経て始めて通じ、功業は艱難を閲して漸く成る。嘉永安政以來、皇國を震蕩せし紛亂も、朝權の確立を得て、光輝ある收局に近づかんとする。慶應三年十二月八日、朝議に於て、三條實美以下七卿長藩主父子及支藩主等の官位を復し、其の入京を許すに決し、翌九日を以て、大政一新を發表せられ、從來の官職を廢し、總裁議定參與の三職を制定せられたり。此の時徳川慶喜は、既に將軍職を辭せりと雖も、猶ほ旗下の將士と、會津桑名等佐幕諸藩の大兵とに擁せられ、二條城に駐在す。而して討幕の密勅を奉じて東上せる長藩軍は、十日十一日を以て入京し、十二日には徳川慶喜突然去つて大阪城に入り、十

三日には長藩軍蛤門の警衛を命ぜらる。同一の蛤門にして三年前には之を攻撃し、三年後には之を警衛す、長藩軍の感慨如何ぞや。明治元年正月元日、在阪の幕軍上京運動を開始す。是れ徳川慶喜政権返上の後、朝廷より何等慰留の恩旨を拜せず、且辭官納地を促さるゝこと甚だ急なるは、薩藩の主張に出づるものなりとし、薩藩を輦轂の下より驅逐し、幕府の勢力を挽回せんとするに在り。當時在京の諸藩は、勤王佐幕の間に彷徨し、未だ去就を決する能はず。土藩の如きも形勢を觀望して未だ動かず。故に奮つて幕軍に對抗せんとするは、獨り薩長兩藩あるのみ。彼れ衆くして我れ寡し、殆んど自ら必敗を豫想す。然れども事實は之に反し、三日より六日に至る四日間の接戦に於て、薩長軍は伏見鳥羽兩道より來りし幕軍を撃退し、進みて

大阪に迫り、徳川慶喜は意外の敗報に驚き、大阪を脱して海路歸東す。是に於て親征大總督府の進發となり、長藩軍は東海東山北陸三道官軍の中堅に屬し、北海道の平定に至るまで、各方面に勇戦し、二年六月全部凱旋せり。此の如くにして維新の戦争は終了し、内は政權統一に歸し、外は歐米諸國と和親條約を結び、所謂尊皇開國の目的を達したりと雖も、各藩猶ほ依然分立して、領地を擁し、兵力を養ひ、虎視眈々、動もすれば再び紛擾を惹起せんとするの形勢あり。敬親憂慮措く能はず、木戸孝允等と諮り、薩土肥三藩の連署を得て、版籍を朝廷に奉還せんことを奏請し、二年六月十七日之を聽許せられ、元徳を山口藩知事に任せらる。諸藩も之に倣ひて、封建の制度一洗せらる。同年十月元徳上書して、常備兵二千人を獻じ、御親兵となさんことを奏

請す。蓋し東北出征の官軍は、皆各藩に凱旋せしを以て、朝廷には殆んど兵力なく、之が爲め綱紀不振の虞あるが故なり。朝廷直に之を聽許し、先づ千五百人を徵す。因て長藩は兵制改革に着手し、從來の諸隊を廢し、諸隊中の精銳を選抜し、四大隊の常備軍を編成す。然るに諸隊中改革を喜ばざるものあり、彼等は選抜に漏れたる兵士を煽動し、突然山口を脱して宮市に屯集し、藩廳の鎮撫に服せず。更に同志を嘯聚して、藩廳を包圍し、徹宵篝火を焚き、内外の交通を斷ち、各地に暴狀を逞くし、強訴數十日に及ぶ、之を脱隊騷動と稱す。幸に常備軍及各支藩の兵は、到る處に脱隊兵を擊破し、元徳は四支藩主と與に豊榮神社に四事の誓文を納め、之を諸隊首領に告示し、以て戦後の人心を鎮定するを得たり。四事の誓文とは、從來の國是一定不動の事

兵制は皇國一般の制度に従ふべき事、自今上下の情實を通暢し、閩藩の耳目を一新せしむべき事、附たり民情安堵方今の急務に付、人選其の當を得せしむるを要す、朝廷御誓約の叡旨に基き、長防二國政令一途、本支同體、烈祖東矢の御遺戒を相守り、益親睦の道を盡し、皇國の柱石と相成るべき事、是れなり。初め脱隊騷動の報、朝廷に達するや、徳大寺實則を宣撫使として山口に下向せしめらる。三年二月、宣撫使到着の時には、既に平定に歸せり。四年正月、勅使岩倉具視、山口に下向し、敬親元徳に皇業贄囊の勅命を傳へ、且豊榮神社に參拜し、御劍一口を納めらる。敬親優恩に感泣し、上京せんことを奉答せしも、遽に重病に罹り、三月二十八日遺表を上りて薨去す。同年七月、廢藩置縣を發表せられ、維新の鴻業茲に完結せり。九年十月、前原一誠、奥平謙

輔等兵を萩に擧げしも、數日にして平定す。十八年七月、明治天皇山口に行幸あらせらる。四十一年四月、大正天皇皇太子の御時代に山口に行啓あらせらる。大正十五年五月、今上陛下皇太子の御時代に山口に行啓あらせられ、縣下各地を御巡覽あらせられたり。防長の山河、頻りに天日の光に浴し、防長の草木、永へに聖代の澤に潤ふ。國初以來の史實を回顧して、皇恩感激の至に勝へず。

防長史實年表

年	代	史實要目	昭和三年迄年數
上	古	本縣は大島、周芳、都怒、吉之岐、阿武、穴門の六箇國とす	
景行天皇即位十二年		天皇熊襲を親征して佐波に到る	一、八四
成務天皇即位四年		周防、長門兩國を置く	一、七四
仲哀天皇即位二年		天皇穴門豊浦に宮殿を築き之に居る	一、七三
同	八	天皇玉祖神社に詣づ 皇后澤田の長某に益及土鼎を製せしめ之を祭る	一、七九
同	九	天皇の尊骸を豊浦の宮に殯す	一、七六
同		神功皇后豊浦郡山田村に住吉神社を建つ	一、七六
雄略天皇即位九年		新羅征討使小鹿火都怒國に留居す	一、四六
欽明天皇即位廿二年		穴門館を修築す	一、三六
推古天皇即位十一年		征新羅大將軍來目皇子を佐波に殯す	一、三五
同	十九	百濟國王第三子琳聖佐波郡多々良濱に來着し歸化す	一、三七
大化二年		穴門國造白雉を獻し白雉と改元す	一、二八
天	平二	周防産の銅を長門の鑄錢に充つ	一、二九
壽	永四	安徳天皇壇の浦の海に崩す	七三
文	治二	大勳進俊乗坊重源周防國司に任す	七三
元	弘三	厚東武實等長門探題北條時直を逐ふ	五五
正	平十八	大内弘世防長の守護職に任す	五五
元	中六	足利義滿西游吉敷郡赤崎に到る	五〇
應	永六	尊親親王下關惠念寺に寂す	五九
同		大内義弘堺城に戦死	五九
同	七	兵部卿師成親王山口法泉守に落飾す	五九
寛	正二	僧雪舟山口天華雲谷庵に居住す	四七
明	應九	足利義植山口に來奔	四八

永正四年十七年	天文五年二十年	弘治三年	永祿三年	同四年	同四年	同五年	慶長五年	文祿元年	元龜二年	元和四年
大内義興大舉東上義種を將軍に復す 山口高嶺大神宮祇園社落成	大内義隆後奈其天皇に即位料奉獻 大内義隆大津郡深川大寧寺に自殺	毛利元就勅を請て陶晴賢を擊殺 防長兩國全く毛利氏に屬す	毛利元就正親町天皇に即位料奉獻 毛利元就へ菊桐御紋勅許 毛利元就三子へ自筆訓諭書を與ふ	毛利元就薨去(陽曆七月十六日)	毛利秀元豊臣秀吉を與次兵衛雅に救ふ	毛利氏關ヶ原に出陣 毛利氏滅封防長兩國を領す	毛利輝元山口系米覺皇寺に入る 毛利輝元萩城に移居す	書家雲谷等願授	同	同
四三	三九	三三	三六	三七	三六	三八	三八	三六	三六	三〇
同九年	寛永三年	同十年	同十年	同十年	同十年	同十年	享保四年	寶永六年	同文元年	同文元年
明人陳元贊來萩長門都誌著述	毛利秀就後水尾天皇に供奉し寮御馬を賜ふ 伊豫人中内右馬之允奥山代に製紙を創む 兩國內切支丹宗の信徒を火刑に處す	朝鮮人陶工初代阪高麗左衛門授	萬治制法三十三箇條を防長兩國に頒布す	吉川廣嘉錦帶橋を造る	儒者山田原欽授 歌人安部春貞授	儒者宇都宮三近授	明倫館開校 毛利吉元影工河治友久同友周作の鑄を幕府に獻す 儒者河野養哲授 書家佐々木縮往授	書家草場中章授 儒者小倉尙賢授	同	同
三五	三〇	三〇	三六	三六	三六	三六	三九	三〇	二九	二九

寶曆二年	同十一年	同十三年	明和二年	同三年	同四年	同八年	安永二年	同九年	天明年間	文化五年	同十三年	同十四年	文政十年	天保八年四月廿七日	天保十年七月廿一日	天保十一年三月廿一日
儒者山縣孝瑞授 長門鑄名工中井友恒に祿を賜ふ 毛利重就撫育法制定	儒者和智東郊授 製糖法創傳者永富獨嘯授 有馬喜三太兩國土圖を獻す 鹽業家田中藤六三八法を建議す	儒者瀧龜齋授 儒者林東溟授 毛利重就江戸の白魚を樺野川に移殖す	儒者片山鳳嗣授 萩の權藏利吉の二孝子凍死 神器陳練習	部阪倫卿丸尾崎埠頭及燈臺新築	毛利家第六十七代敬親家督 質素節儉令を發す 士風矯正令を發す	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
天	保	天	弘	嘉	永	天	保	天	弘	嘉	永	天	保	天	弘	嘉
同八月十五日	同八月十五日	同八月十五日	同八月十五日	同八月十五日	同八月十五日	同八月十五日	同八月十五日	同八月十五日	同八月十五日	同八月十五日	同八月十五日	同八月十五日	同八月十五日	同八月十五日	同八月十五日	同八月十五日
勸學令を發す 村田清風講武を建議す 江戸櫻田邸内に備前設置 淫詞解除令を發す 羽賀重兵衛 大惠恤令を發す	阿武大津豐浦三郡海岸に砲臺築造 毛利敬親江戸麻布邸内の武器を檢閲す 書家矢野菅山授 幕府毛利敬親の治績を賞し鞍轡下賜 孝明天皇即位 毛利敬親太刀一口馬代白銀三百兩朝廷へ献上	新明倫館開校毛利敬親親臨 僧諱洲寂 書家益谷長南授 吉田松陰水戸仙臺會津を遊歴す 書家林百非授 明治天皇降誕(陽曆十一月三日) 室積浦へ貯米倉庫新設	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八

萬		政				安				永				嘉									
元	年	六月	十月	十月	十一月	元	年	二月	五月	五月	五月	元	年	二月	三月	三月	三月	元	年	六月	七月	七月	七月
四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日
元	年	六月	十月	十月	十一月	元	年	二月	五月	五月	五月	元	年	二月	三月	三月	三月	元	年	六月	七月	七月	七月
四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日
元	年	六月	十月	十月	十一月	元	年	二月	五月	五月	五月	元	年	二月	三月	三月	三月	元	年	六月	七月	七月	七月
四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日
元	年	六月	十月	十月	十一月	元	年	二月	五月	五月	五月	元	年	二月	三月	三月	三月	元	年	六月	七月	七月	七月
四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日
元	年	六月	十月	十月	十一月	元	年	二月	五月	五月	五月	元	年	二月	三月	三月	三月	元	年	六月	七月	七月	七月
四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	四年	四月	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日

年				三				久				文			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四月	四月	四月	四月	三月	三月	三月	三月	二月	二月	二月	二月	正月	正月	正月	正月
十一月	十一月	十一月	十一月	八月	八月	八月	八月	七月	七月	七月	七月	三月	三月	三月	三月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
毛利元德	毛利元德	毛利元德	毛利元德	長藩士	長藩士	長藩士	長藩士	長藩士	長藩士	長藩士	長藩士	長藩士	長藩士	長藩士	長藩士
石清水	石清水	石清水	石清水	九門	九門	九門	九門	九門	九門	九門	九門	九門	九門	九門	九門
行幸	行幸	行幸	行幸	出入	出入	出入	出入	出入	出入	出入	出入	出入	出入	出入	出入
幸奉	幸奉	幸奉	幸奉	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止
奉	奉	奉	奉	長藩	長藩	長藩	長藩	長藩	長藩	長藩	長藩	長藩	長藩	長藩	長藩
奉	奉	奉	奉	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士
奉	奉	奉	奉	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
奉	奉	奉	奉	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
奉	奉	奉	奉	之	之	之	之	之	之	之	之	之	之	之	之
奉	奉	奉	奉	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に
奉	奉	奉	奉	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死
奉	奉	奉	奉	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死
奉	奉	奉	奉	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死	死

同	年十一月五日	書家狩野芳崖歿	四	同	年十一月廿九日	三好重臣歿去	一〇
同	廿二年二月十日	吉田松陰等贈位	元	同	廿四年五月十六日	毛利敬親に正一位を贈らる	七
同	二月十一日	大日本帝國憲法發布	元	同	年五月廿二日	木戸孝允に從一位を贈らる	七
同	廿三年十月三十日	教育勅語發布	元	同	年十一月一日	尖戸璣歿去	七
同	廿四年二月二十日	儒者東嶽一歿	毛	同	廿五年十一月八日	浦賴貞等贈位	六
同	年四月八日	益田右衛門介等贈位	毛	同	同年同月九日、十五日	明治天皇九州閱武の御途次往復長府行幸	六
同	年十二月十七日	清水清太郎等贈位	毛	同	同三十七年二月十日	對露宣戰	六
同	廿五年十一月十四日	山田顯義歿去	毛	同	同三十八年三月十日	奉天占領	三
同	廿七年六月二日	書家森寬齋歿	同	同	年四月十四日	鳥尾小彌太歿去	三
同	年八月一日	對清宣戰	同	同	年五月廿七日	日本海海戰	三
同	廿八年三月廿四日	下關に於て李鴻章遭難	同	同	年七月廿四日	兒玉源太郎歿去	三
同	年五月四日	下關に於て日清平和條約成立	同	同	年十月十六日	日露平和克復詔勅降下	三
同	年五月十日	遼東還付詔勅降下	同	同	廿九年十月廿一日	毛利元德銅像除幕式	三
同	廿九年十二月廿五日	毛利元德歿去	同	同	同四十年十一月八日	林友幸歿去	三
同	三十年一月十一日	英照皇太后崩御	同	同	同四十年四月二日	毛利元就に正一位、毛利隆元、吉川元春、小早川隆景に正三位を、毛利重就に從三位を贈らる	三
同	年一月廿一日	毛利家第六十九代元昭家督	同	同	年四月八日	皇太子山口行啓	三
同	三十一年七月四日	山田宇右衛門等贈位	同	同	年十月十三日	戊申詔書を賜ふ	三
同	卅二年三月廿六日	品川彌二郎歿去	同	同	年十二月十二日	岡澤精歿去	三
同	卅三年四月十五日	山口龜山五公銅像除幕式	同	同	同四十二年一月廿四日	野村靖歿去	三
同	年八月十四日	聯合軍北京入城	同	同	年十月廿六日	伊藤博文哈爾濱に於て歿去	三

同	四十三三年八月廿九日	日韓併合	八	同	年十一月十六日	大正天皇九州閱兵の御歸途防府行幸	三
同	年九月十三日	曾根荒助歿去	八	同	年同月廿三日	山口縣廳舎並縣會議事堂落成式	三
同	同四十四年六月一日	中谷正亮等贈位	七	同	年十二月廿八日	毛利吉元、毛利齊齋等贈位	三
同	同年十一月九日、十六日	明治天皇九州閱兵の御往復途次防府行幸	七	同	八年九月廿九日	河瀬眞孝歿去	九
同	大正元年二月廿六日	福原和勝等贈位	六	同	年十一月三日	寺内正毅歿去	九
同	年七月三十日	明治天皇崩御	六	同	年十一月廿七日	大村永敏(益次郎)に從二位追贈	九
同	日	大正天皇踐祚	六	同	十年二月十八日	杉孫七郎歿去	八
同	日	陸海軍人に勅諭を賜ふ	六	同	同	廣澤眞臣に從二位追贈	七
同	年八月十六日	樽取素彦歿去	六	同	同	山縣有朋歿去	六
同	年九月十三日	乃木希典歿去	六	同	同	皇后陛下防府毛利邸御假泊	六
同	二年三月廿八日	徳田中尉木村中尉飛行機より墜死	五	同	同	長谷川弘道歿去	四
同	年十一月十二日	桂太郎歿去	五	同	同	三浦梧樓歿去	二
同	三年四月十一日	昭憲皇太后崩御	四	同	同	大島義昌歿去	二
同	年八月廿三日	對獨宣戰	四	同	同	皇太子殿下本縣行啓卅一日まで各地巡啓	二
同	年十一月十四日	青島入城式	三	同	同	大正天皇崩御	二
同	四年八月三十一日	井上馨歿去	三	同	同	今上天皇陛下踐祚	二
同	年十一月十日	大正天皇即位大禮	三	同	同	今上天皇陛下即位大禮	二
同	日	玉祖神社を國幣中社に野田神社を別格官幣社に列せらる	三				
同	日	尖戸親基等贈位	三				
同	五年三月十一日	前原一誠等贈位	三				

昭和三年十二月十日印刷
昭和三年十二月十五日發行

〔定價金參拾五錢〕

著者

作間久吉

發行者

白銀市太郎

印刷所

日本印刷製本株式會社



發行所

山口縣山口町中市第七番地

合資會社

白銀日新堂本店

電話長一三六番 振替 東京九八七番 下關八五五番

大阪市西區阿波座二番町一番地

319
101

終

